

平成 27 年度

テニュアトラック普及・定着事業  
(先進的取組活用促進プログラム)

審査要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

平成 27 年 3 月

< 目 次 >

|                   |   |
|-------------------|---|
| 1. 審査体制           | 3 |
| 2. 審査方法           | 3 |
| (1) 書面審査          |   |
| (2) 書面審査後の合議審査    |   |
| (3) 面接審査          |   |
| (4) 面接審査後の合議審査    |   |
| (5) 選定機関の決定       |   |
| 3. 審査の観点          | 4 |
| (1) テニユアトラック制の内容  |   |
| (2) 補助事業期間終了後の継続性 |   |
| (3) 申請機関          |   |
| 4. その他            | 6 |
| (1) 審査の開示・非開示     |   |
| (2) 委員の遵守事項       |   |

## 1. 審査体制

有識者等によって構成されるテニユアトラック普及・定着事業委員会（以下「事業委員会」という。）を設置し、審査を付託します。

テニユアトラック普及・定着事業の審査は、事業委員会各委員による書面審査及び必要に応じて行う面接審査とその後の委員の合議により行います。

選定機関は、文部科学省において事業委員会の審査結果を踏まえ決定します。

## 2. 審査方法

### (1) 書面審査

- ・書面審査は、事業委員会委員（以下「委員」という。）が申請のあった機関から提出された申請書に基づき、後述の「3. 審査の観点」について審査を行い採点します。
- ・委員は審査に必要な場合、追加資料の提出を求めることができますこととします。

### (2) 書面審査後の合議審査

- ・書面審査の結果を踏まえ、委員の合議結果に基づき面接審査の対象とする機関を選定します。
- ・書面審査において、委員の合議により面接審査を行う必要はないとされた機関については、面接審査を行うことなく選定候補とすることがあります。

### (3) 面接審査

- ・面接審査は、機関が必要に応じてプレゼンテーションを行い、その後質疑応答を行うこととします。
- ・委員は、面接審査に対し、後述の「3. 審査の観点」について審査を行い採点します。

### (4) 面接審査後の合議審査

- ・面接審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補の機関を決定します。
- ・事業委員会は、申請書の内容修正を条件として選定候補とすることができることとします。

### (5) 選定機関の決定

事業委員会の審査結果を踏まえ文部科学省において決定します。

### 3. 審査の観点

#### (1) テニユアトラック制の内容

##### ①制度設計

- ・ テニユアトラック教員の公募・採用からテニユア審査までの年次計画は適切なものとなっているか（テニユアトラック期間は5年間を規準とし、中間評価は採用3年程度を目安に、テニユア審査はテニユアトラック教員の育成期間やテニユア審査によりテニユアポストを獲得できなかった場合に配慮した適切な時期に行うこと）。
- ・ 単なる研究者の雇用策、研究費の支援になっていないか。
- ・ 機関の規模（機関のテニユアポストに就いている教員・研究員等の人数）や年間新規採用者数等を勘案した実現性の高い採用人数となっているか。

##### ②テニユアトラック教員の公募、選考及び採用

- ・ 国際公募を行い、また公募期間（2ヶ月以上が望ましい）は適切か。
- ・ テニユアトラック教員の公募要領（案）に、①採用予定人数に対して十分なテニユアポストを用意している（職位別の数を示すことが望ましい）こと、②テニユア審査基準の概要を明示する又は明示する予定であるか。
- ・ 海外 PhD・ポストドクター、女性研究者や外国人研究者が応募しやすい配慮（例えば、十分な公募期間の確保、研究分野に関する応募要件を広く設定する等）がされているか。
- ・ 実施機関外の第三者を審査委員として加え、かつ機関外専門家による業績評価（ピアレビュー）を実施し、公平で透明性の高い選考方法を採用しているか。
- ・ 現在及び過去の研究指導教員を選考の全過程から除外することや、一部指導教員を入れる場合には、別途、指導教員を除外した選考過程も設けて2段階選考とするなどの公平で透明性の高い選考方法を採用しているか。
- ・ テニユアトラック教員を採用するに当たっては、他機関未経験者の比率が高くなりすぎない(50%以下が望ましい)ような配慮がなされているか。
- ・ 一般的な特任職の者と区別できる職名（呼称）とするなどの配慮がされているか。

##### ③自立的な研究環境の整備と育成方針等

- ・ 研究主宰者（Principal Investigator;PI）として、自立した研究活動が出来る環境が整備されているか。例えば、以下のような取組がなされていることが望ましい。
  - 適切な研究資金の措置（研究分野に見合った研究資金額となっているか）
  - 人的な支援体制の整備（指導教員以外の教員をメンターなどとして配置するなど、テニユアトラック教員をサポートする体制が整備されているか）
  - 自立した研究スペースの確保
- ・ テニユアトラック教員の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち研究活動

に関するエフォートが 60%以上確保されているか(60%以上の範囲内で実施機関の特性に応じて 70%や 80%も設定可能)。

- ・ 研究リーダーとなる教員・研究者へと育成する方針等が立てられているか。
  - 自立的な研究推進能力の向上に関する取組方針等が立てられているか。
  - 研究室運営に必要となる学生等の指導等の教育能力向上に資する育成方針等が立てられているか(例えば、学生等への指導は、テニュアトラック期間内における博士前期課程学生の主任指導認定など)。
  - 課題解決を支える人材の育成のため、様々な領域にまたがる学際研究や分野間交流の取組方針等が立てられているか。
  - 研究倫理に関する教育や啓発等に関する取組方針等が立てられているか。(例えば、CITI Japan プロジェクトにおいて提供されるプログラムを受講するなど)。

#### ④中間評価

- ・ テニュアトラック期間中の適切な時期に、テニュアトラック教員の業績を評価する「中間評価」を行い、また、評価方法、体制及び評価結果に基づく指導方針は適切なものであるか。

#### ⑤テニュア審査

- ・ 実施機関外の第三者を審査委員として加え、機関外専門家による業績評価(ピアレビュー)を実施し、公平で透明性の高い審査方法を採用しているか。
- ・ 現在及び過去の研究指導教員やメンターを審査の全過程から除外することや、一部指導教員やメンターを入れる場合には、別途、指導教員を除外した審査過程も設けて2段階審査とするなどの公平で透明性の高い審査方法を採用しているか。
- ・ テニュア審査合格後のテニュアポストは、研究主宰者(PI)たる研究環境が維持されているか(テニュアポストは昇任が必須ではないが、研究主宰者(PI)たる研究環境が維持されていることを確認する観点から、テニュアトラック助教からテニュアの助教とするのではなく、テニュアポストは講師以上が望ましい)。
- ・ テニュア審査により、申請機関のテニュアポストを獲得できなかったテニュアトラック教員に対する配慮があるか。

#### ⑥その他

- ・ テニュアトラック教員に出産・育児・介護のライフイベントがあった場合の研究支援方針が立てられているか。

#### (2) 補助事業期間終了後の継続性

- ・補助事業期間終了後についても、テニュアトラック制の継続の計画があるか。

### (3) 申請機関

- ・テニュアトラック制を推進する体制が構築されているか。あるいは構築する予定か。
- ・自主的にテニュアトラック制に取り組むなど、若手研究者の育成やポストの確保について実績や方針を有する機関であるか。
- ・旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」に採択されたことのある機関については、当該プログラムによる取組が高く評価されていたか。

## 4. その他

### (1) 審査の開示・非開示

- ・事業委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・選定の途中経過についての問い合わせには応じられません。
- ・審査結果については、選定する機関を決定した後、ホームページ等により公表します。
- ・委員の氏名については、各年度における審査及び評価が終了した時点で公表します。

### (2) 委員の遵守事項

#### ①利害関係者の排除

- ・申請された取組と利害関係がある委員は、事務局にその旨申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の採否の議決にも加わらないこととします。

#### <利害関係の範囲>

- ・委員が参加者となっている場合
- ・委員と親族関係にあるものが参加者となっている場合
- ・委員が実施機関の役員、職員、教員等において専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

#### ②秘密保持

- ・委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請機関の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければなりません。